

高岡市上下水道局建設工事に係る 余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、高岡市上下水道局が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）の試行に関し、高岡市上下水道局契約に関する規程（以下、「規程」という。）、高岡市上下水道局請負工事の監督及び検査等に関する要綱（以下、「要綱」という。）及び高岡市工事請負契約約款（上下水道局）（以下、「約款」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領で使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 工事の始期 実際に現場において工事に着手する日をいう。
- （2） 工事の終期 工事の完成期限をいう。
- （3） 余裕期間 受注者が労働力及び建設資材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日まで及び工事の終期から工事の終期の期限までをいう。
- （4） 実工期 実際に工事を施工するための期間で、工事の始期から工事の終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- （5） 全体工期 余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。

（対象工事）

第3条 フレックス方式の対象となる工事は、余裕期間を設定しても、工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事で、かつ、高岡市上下水道事業管理者が必要と認めるものとする。ただし、設計変更又は工事の中止による工期の大幅な変更等が予想される工事、緊急性のある工事その他フレックス方式によることが適当でないと認める工事については、この限りではない。

（工事の始期及び終期）

第4条 工事の始期は、契約締結日の翌日から90日以内とする。

- 2 発注者は、工事の始期の期限及び工事の終期の期限をあらかじめ定め、公告時にこれらを入札参加資格者に対し、明示するものとする。
- 3 受注者は、契約締結日の翌日から工事の始期の期限までの間で、休日（高岡市の休日を定める条例（平成17年高岡市条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を工事の始期として設定することができる。
- 4 受注者は、工事の終期の期限までの間で、休日を除く任意の日を工事の終期として設定することができる。
- 5 受注者は、第3項及び前項の規定により工事の始期及び終期を定める場合は、契約締結前に工事の始終期通知書（様式第1号）を発注者に提出しなければならない。

（工事始期前の取扱い）

第5条 受注者は、余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等

の準備工事を含む。)に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び技能労働者の手配(以下「準備等」という。)は、この限りでない。

- 2 余裕期間の間に行う前項の準備等は、受注者の責任において行うものとする。
- 3 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

(契約関係の取扱い)

第6条 フレックス方式を実施する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、全体工期及び実工期とする。
- (2) 受注者は、規程及び約款の規定にかかわらず、工事の始期又は契約締結の日から起算して一週間を経過する日のいずれか遅い日までに工程表、工事着手届及び現場代理人等選任届を提出するものとする。
- (3) 受注者は、特記仕様書に基づき、工事の始期後14日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。
- (4) 受注者は、特記仕様書に基づき、受注時のコリンズ(CORINS)への登録については、工事の始期後10日(休日を除く。)以内に登録するものとする。
- (5) 受注者は、契約の締結後、前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、当該工事を実施した年度内に前払金を払わない工事については、この限りではない。
- (6) 受注者は、余裕期間内において下請負契約を締結するときは、契約約款の規定にかかわらず、工事の始期又は下請負契約締結の日から起算して一週間を経過する日のいずれか遅い日までに監督員に下請調書を提出するものとする。
- (7) 契約保証の期間は、契約締結日から工事の終期までとする。
- (8) 受注者は、特記仕様書に基づき、工事の始期後速やかに、退職金制度届出書を発注者に提出するものとする。

(事務処理要領)

第7条 事務手続きについては、次のとおりとする。なお、別添「余裕期間制度(フレックス方式)対象工事における事務手続きフロー」も参考とすること。

(1) 手続1(設計書作成担当者)

ア 工事施工伺、設計図書、施工資料の工期の記載については、工事の終期の期限を記載し、併せて「余裕期間制度(フレックス方式)対象工事」と明示する。

イ 特記仕様書には次のとおり記載することとする。

第〇条 余裕期間制度(フレックス方式)対象工事

- 1 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる工事であり、高岡市上下水道局建設工事に係る余裕期間制度(フレックス方式)試行要領に基づき実施するものとする。
- 2 工事の始期の期限は契約締結日の翌日から90日(ただし、その日が、日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日である場合はその前日)、工事の終期の期限は、〇年〇月〇日とする。

<p>3 受注者は、工事の始期後 14 日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。</p> <p>4 受注者は、受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、工事の始期後 10 日（休日を除く。）以内に登録するものとする。</p> <p>5 受注者は、工事の始期後に速やかに、退職金制度届書を発注者に提出するものとする。</p> <p>6 余裕期間内に行う資機材の準備及び、技能労働者の手配などの準備等に必要な現地への立入り（工事着手以外の行為とする）については、発注者に了解を得るとともに関係法令等に基づく必要な手続きを行うものとする。</p> <p>7 その他この特記仕様書に記載のないことについては、高岡市上下水道局建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領によるものとする。</p>
--

(2) 手続 2（入札公告作成担当者）

ア 条件付き一般競争入札の個別公告に次のとおり記載することとする。

1 入札に付する事項	
<p>工期 （本工事は余裕期間制度（フレックス方式）（注）対象工事である。）</p>	<p>本工事は、余裕期間制度（フレックス方式）対象工事であり、次に記載した工事の始期及び終期の期限内で、受注者は工事の始期及び終期を設定することができる。</p> <p>工事の始期の期限：契約締結日の翌日から 90 日（ただし、その日が、日曜日、土曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日である場合はその前日）</p> <p>工事の終期の期限：○年○月○日まで</p> <p>（※）受注者が工事の始期及び終期を設定する場合、契約締結前に工事の始終期通知書（様式第 1 号）により工事の始期及び終期を上下水道局総務課に通知すること。なお、工事の始期及び終期は、日曜日、土曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除くものとする。</p>
<p>その他</p>	<p>余裕期間制度（フレックス方式）対象工事の実施にあたり、この公告に記載のないことは、高岡市上下水道局建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領及び特記仕様書による。</p>

（注） 余裕期間制度（フレックス方式）とは、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる制度をいう。全体工期とは、余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。余裕期間とは、受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。実工期とは、実際に工事を施工するために必要な期間で、工事の始期から工事の終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び技能労働者の手配（以下「準備等」という。）は、この限りでない。この期間内に行う準備等は受注者の責任において行うものとする。

余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

イ 指名競争入札では、次の資料を電子入札システムに掲載することとする。

令和 年 月 日
余裕期間制度（フレックス方式）試行対象工事について
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を

設定することができる余裕期間制度の試行対象工事です。

試行対象工事の実施にあたっては、高岡市上下水道局建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領及び特記仕様書によるものとします。

(3) 手続3（受注者）

フレックス方式を実施する受注者は、契約締結前に工事の始末期通知書（様式第1号）により工事の始期及び終期を発注者に通知するものとする。

(4) 手続4（契約事務担当者）

ア 工事の始末期通知書（様式第1号）に記載された工事の始期及び終期が、特記仕様書に明示した工事の始期及び終期の期限内であることを確認し、契約書を作成する。工期の記載については、「全体工期：○年○月○日～○年○月○日」、「実工期：○年○月○日～○年○月○日」と明示することとする。

イ 契約管理システムの着工年月日の入力欄に、契約書に記載された実工期の開始日を工事の始期として入力するものとする。

ウ 受注者の設定した工事の終期が工事施行伺の工期末と異なっている場合は、契約時に契約管理システムの工期末を受注者が指定した工事の終期に変更入力するものとする。

(5) 手続5（受注者）

受注者は、契約の締結後、前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、当該年度の支払いを行わない工事については、この限りでない。

前払金請求書の工期には、工事の始期及び工事の終期を記載する。着手年月日には、工事の始期を記載する。

(6) 手続6（受注者）

受注者は、工事の始末期通知書提出後に工事の始期又は終期の変更を希望する場合、工事の始末期変更申出書（様式第2号）を発注者に提出し、承諾（様式第3号）を受ける。

(7) 手続7（受注者）

ア 受注者は、工事の始期又は契約締結の日から起算して一週間を経過する日のいずれか遅い日までに工事工程表、工事着手届及び現場代理人選任届を提出するものとする。

イ 受注者は、工事の始期後、14日以内に施工計画書を提出するものとする。

ウ 受注者は、受注時のコリンズ（CORINS）への登録について、工事の始期後、10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。

エ 受注者は、工事の始期後速やかに、退職金制度届出書を提出するものとする。

オ 受注者は、余裕期間内において下請負契約を締結するときは、工事の始期又は下請負契約締結の日から起算して一週間を経過する日のいずれか遅い日までに下請調書を提出するものとする。

(8) 手続8（受注者）

受注者は、工事開始後、受注者の責めに帰することのできない事由により全体工期を超えて工事の終期の変更を申し出る場合、工期延長申出書を発注者に提出し、発注

者の承諾を受けるものとする。(約款第 21 条 (受注者の請求による工期の延長) として取り扱う)

工期延長申出書の変更前完成期限には、工事の終期を記載し、合わせて括弧書きで工事の終期の期限を記載する。例：「〇年〇月〇日 (工事の終期の期限：〇年〇月〇日)」

(9) 手続 9 (受注者)

受注者は、工事完成時に提出する工事完成通知書 (要綱 様式第 3 号) の完成年月日は、工期の終期を記載する。

(10) 手続 10 (検査担当者)

検査結果通知書 (要綱 様式第 10 号)、検査復命書 (要綱 様式第 7 号) の完成年月日には、工事の終期を記載する。

(経費の負担)

第 8 条 フレックス方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。